

環境影響評価調査計画書審査意見書

「(仮称)品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業」環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第46条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池百合子

記

第1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：東日本旅客鉄道株式会社

代表者：代表取締役社長 深澤 祐二

所在地：東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

2 対象事業の名称及び種類

名称：(仮称)品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業

種類：自動車駐車場の設置

3 対象事業の位置

東京都港区芝浦四丁目、港南二丁目、高輪二丁目の各一部

第2 意 見

【悪臭】

悪臭の予測に当たっては、設備計画及び現況調査結果を基に、定性的に予測しているが、本事業では新たにバイオガス利用施設を設置することから、予測の根拠を明らかにした上で、予測・評価すること。

【騒音・振動】

本事業は、複数の街区が存在しかつ各街区の規模が大きいことから、個々の街区における建設工事に伴い、それぞれ環境の変化が生じるおそれがあると予想されるため、必要に応じて、各街区における建設機械の稼働による影響が最大となる時点について、予測・評価すること。

【風環境】

計画建築物の2階部分にはオープンデッキ及び広場を設置するとともに、2街区、3街区及び3街区、4街区の街区間を接続し、計画地全体及び街区間の歩行者空間を確保する計画であり、特に4街区においては、新駅と街が一体となった交流空間を整備することから、これらの区域においても適切に予測地点を設定し、風環境の変化の程度について、予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。